

平成29年10月23日

川西市長 大 塩 民 生 様

川西市特別職報酬等審議会

会長 岩見和彦

特別職報酬等の額の改定について（答申）

平成29年7月10日付で諮問のあった、市長、副市長及び教育長の給与の額並びに議会の議員の議員報酬等の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額及び議會議員の報酬の額について

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の月額は、次のとおり改定することが適当である。

・市長	982,000円	(現行 1,020,000円、3.7%減額)
・副市長	796,000円	(現行 827,000円、3.7%減額)
・教育長	695,000円	(現行 722,000円、3.7%減額)

(2) 議會議員の報酬の月額は、次のとおり改定することが適当である。

・議長	701,000円	(現行 728,000円、3.7%減額)
・副議長	629,000円	(現行 653,000円、3.7%減額)
・議員	570,000円	(現行 592,000円、3.7%減額)

※(1)(2)ともに現行額に0.963を掛けた値を百の位で四捨五入したものを、改定額としている。カッコ内の減額の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値（少数点以下第2位を四捨五入）。

2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について次のとおり改定することが適当である。

・教育委員会

委員 150,200円（月額）（現行 158,900円（月額）、5.5%減額）

・選挙管理委員会		
委員長	117, 900円（月額）	(現行 130, 000円（月額）、9.3%減額)
委 員	13, 800円（日額）	(現行 58, 400円（月額)) *
・公平委員会		
委員長	15, 700円（日額）	(現行 41, 600円（月額)) *
委 員	13, 800円（日額）	(現行 29, 500円（月額)) *
・農業委員会		
会 長	59, 500円（月額）	(現行 82, 500円（月額）、27.9%減額)
副会長	50, 100円（月額）	(現行 66, 000円（月額）、24.1%減額)
委 員	45, 800円（月額）	(現行 53, 300円（月額）、14.1%減額)
・固定資産評価審査委員会		
委員長	15, 700円（日額）	(現行 16, 600円（日額）、5.4%減額)
委 員	13, 800円（日額）	(現行 14, 600円（日額）、5.5%減額)
・監査委員		
代表監査	247, 600円（月額）	(現行 247, 600円（月額）、据え置き)
識見委員	234, 000円（月額）	(現行 247, 600円（月額）、5.5%減額)
議選委員	53, 600円（月額）	(現行 56, 700円（月額）、5.5%減額)

※カッコ内の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値（少数点以下第2位を四捨五入）。報酬額の端数計算については十の位を四捨五入。なお、\*については月額を日額に改めたため%数字は記載せず。

### 3 改定の実施時期等について

特別職等の報酬等の額の改定は、平成30年4月1日から実施するのが適当であるが、農業委員会委員については、法改正に基づく新制度での委員選任時期等の事情を考慮し、平成30年8月1日から実施するのが至当である。なお、前回の答申と同様、本審議会への諮問は、特別職の任期の大半である4年を目途として、かかるべき時期に定期的に行うことが望ましい。

## 4 審議経過及び内容

### (1) 審議の方法

今回の審議会より、常勤の特別職である教育長及び非常勤の特別職である行政委員会の委員が新たに諮問事項に追加されたため、前半でA群として常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）と議員を、後半でB群として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の各委員及び監査委員を分けて審議することとした。

### (2) 基本的な考え方（前回の答申内容）

前回の平成26年度の答申（第1回資料①参照）においては、特別職の報酬等を決定する上で前提とすべき基本的な考え方の整理を行った。その結果、適正な報酬等の額を決定する上で、客観的に決定できる、ある確かな法的基準といったものは存在しないことを踏まえ、重要かつ有効と考えられる二つの情報源を主に参考にして検討することとした。一つは本市の状況を相対的に位置づけるのにふさわしい、本市とできるかぎり多くの類似性を有する他都市の関連データである。いくつかの試みを経て、最終的に比較対象とする上で最もふさわしいと考えたのが、本市と特に行政・生活圏が類似している「阪神6市」であった。答申の内容とその妥当性をチェックする上で、この6市との比較作業は重要な意味を持った。もう一つは、人事院勧告に基づく一般職の給料改定が、答申時においてどのような状況にあるのかを把握することであった。一般職のものではあるが、これまでの特別職の報酬等の改定に際して常に参考されてきた、欠かすことのできない情報だからである。平成4年度から平成25年度までの給料改定の状況を数字で追うと、通算で1.9%の減額という結果が得られ、審議の結果その改定率を特別職にも適用することがもつとも合理的だと結論に至った。

以上が前回答申の骨子であるが、審議の際には議論の前提として、報酬等の本来額（条例本則上の額）及び年間収入総額をベースとした検討を行うものとした（第2回資料④⑥等参照）。

### (3) 改定額の決定における検討内容（A群：市長、副市長、教育長及び議員の報酬額等）

前回の答申内容を慎重に振り返りながら了解・同意できる事項を確認する一方で、前回からの変動要素等を加味しながら審議を行った。まず、本市の財政状況及び今後の見通しを検討した。歳入については、市民税・固定資産税などの市税は今後も増収が期待できない状況が続き、歳出については、医療・介護やその他の社会保障に係る費用が増加していくことが予測されること、また、将来負担比率については、平成27年度決算までは減少傾向にあるが、平成28年度から増加が見込まれ、依然として財政は厳しい状況にあることを確認した。

次に、特別職等の職務・職責と報酬との関係について検討した。行政課題が複雑化する現代にあって市政の中核を担う特別職等の職務・職責はきわめて大きく重いものとなって

いる。その重責に見合う相応の処遇がなされてしかるべきだが、特別職としてのパフォーマンスを個々に評価するのは困難であることには変わりがない、というのが一致した見方であった。加えて議員定数をめぐる議論、特別職全般の高給イメージなどをめぐる微妙な市民感情が存在しているといった指摘、今のような「額」が妥当かどうかについては引き続き注視が必要との意見もあった。

改定作業には比較データが必須である。そこで、比較する団体の選定を行った結果、前回同様、「阪神 6 市」を比較対象とするのが最も合理的であるとの結論を得た。実際の審議の過程においては、この川西市を含む 7 都市間での平均値や順位の情報が重要な意味を有することとなった。なお、「類似団体」については、前回は本市と鎌倉市の 2 市しかないと認め比較を見送ったが、平成 28 年度は類似団体の基準が変更となり 27 市と増加した（第 2 回資料⑨参照）ためヒントを得るべく種々検討を試みたところ、人口規模に相当の幅があり、各市の状況が多様すぎる等の理由で、結果的には意味のある知見は見出せなかった。

もう一つの比較作業として、特別職相互間の比較を行った。前回同様、市長の給料に対する副市長、教育長の比率（指數）、議員の報酬に対する議長、副議長の比率（指數）に関しては、他市においても近似しており、今回新たに加わった教育長についても同様のことが追認できたため（第 2 回資料①参照）、今回も全職一定の率で改定を行うとの方針で臨むこととした。

最後に、一般職との比較において特別職の給料を検討した。一般職の給与改定状況を特段重視するとしても、全体の改定率（前回からの改定率は△3.7%）か、その最高職である部長級の数字（同△6.5%）か、どちらに準拠するのが妥当かをめぐり活発な議論が行われた（第 1 回資料⑨／第 2 回資料⑯を参照）。特別職の報酬額はすでに十分に高い水準にあると見るべきではないか、また、平成 4 年度までは特別職と一般職部長級の給料の逆転現象を理由に特別職の報酬を見直してきたことから考えると、特別職と対置するのは部長級を以てすべきでないか、などをめぐる議論である。審議の結果、総合的に考えた場合前回と同様、一般職の給料改定率を採用すべきとの意見が多数であったため、今回は一般職の改定率を適用することになった。ただし、この点は重要な論点として引き続き検討する必要がある旨を付記することが了承された。

上記（2）（3）の検討結果により、市長、副市長、教育長及び議員の報酬額等については、3.7%を基本として減額すべきとの結論に至った。

#### （4）改定額等の決定における検討内容（B 群：行政委員会の委員報酬額等）

本市においては、平成 4 年度以降、行政委員会の委員報酬額の改定は行っていなかった。対して、阪神 6 市では、三田市が本市に次いで平成 11 年と古いが、その他の市は、平成 19 年（芦屋市）、平成 21 年（西宮市）、平成 23 年（尼崎市）、平成 27 年（伊丹市・宝塚市）に改定を行っていた。各市の改定根拠は概ね、特別職、議員などの改定にあわせて・

自主的な減額動向との見合いから・一般職の給料改定を受けて、等であり、三田市を除き、ほぼ一律の比率による減額改定が実施されてきた。それに加えて、他の都市との均衡や個別事情の改善・是正を意図したと思われる、特定の委員会に照準した改定も散見された。

今回の本市の改定にあたっては、このような他市における改定の経緯を踏まえて、単なる一律改定に留まらず、行政委員会全体における整合性や合理性を意識した、より公平で納得のいく改定案を作成することとした。

当然のことながら、各行政委員会は固有の目的・使命を有している。したがってその職務の軽重を安易に論じることは慎むべきなのかもしれない。しかしながら、実際のところでは、職務の専門性・人財の希少性・社会的威信などにかかわる「社会通念」のようなものがあるが、それに依拠しながら職務の軽重が結果的に評定されていると考えられる面もあるのではないか。だとすれば、現にある「報酬額」の体系にもそうした社会通念が少なからず反映していることになろう。本審議会が、阪神6市の「現行」の報酬体系を重要なデータとして参考にするのは、こうした考え方からである。

上記のような基本的考え方を立ちはだかりながら、まずは各行政委員会の実情を把握するところから検討作業を始めた。各行政委員会から事前に提供された資料を読み込み、さらに各事務局から説明を受け不明な点については質問する機会を設けたりしながら、職務内容・勤務日数と報酬の関係に切り込むべく種々検討を加え議論を進めようとした。この過程でまとめた関連データは、第5回資料②の通りである。(同・資料中、具体的な記載のあるものは平成28年度、あるいはそれに近接した最近年の情報である。)

実際のところ、議論はたびたび中断し審議は困難を極めた。というのも、まとめの表を見れば明らかのように、各行政委員会の実態は多様であり、各行政委員会の職務内容を精緻に分析することは、一審議会の、しかも限られた日程の中でなしうるところではないことを痛感するばかりだったからである。

こうした中にあってわれわれは、行政委員会（委員）の実際の仕事・活動内容をできるだけ統一的な視点から概括できるようなアプローチがないか模索した。取り組んだことは、各委員会（委員）の職務・活動の基本的な特性を素描することだった。具体的には以下のような視点に基づいて、そのプロフィールを簡潔にまとめる作業を試みた（第5回資料③参照）。

#### 【検討視点】

- ・委員会の権限：どのような権限を有しているのか
- ・業務の対象：その職務がどのような人や制度を対象としているのか
- ・職務の専門性・特殊性の有無：他の委員会と比べて、業務・職務の専門性・特殊性の程度はどうなのか
- ・勤務類型：勤務日数をもとに、年間100日以上の常勤型、数十日の準常勤型、特定の問題が発現した時（実績としては数日間）に要請される事案対応型の3つに分類し

た場合、どれにあてはまるか

- ・勤務特性：委員としての活動は、主に一定程度パターン化された内容が繰り返される定型的なものか、それとも、それにプラスされて、対象者とのインフォーマルな関わりが期待される非定型的な仕事を含むか、さらに前者のパターン化の中でも内容が複雑で専門的なものを高度に定型的な仕事と分類した時、どれにあてはまるか
- ・本市特有の事情の有無：他市との比較において、当該委員会が本市特有の事情による仕事や活動を有しているかどうか

以下、具体的なデータ（第5回資料②）を踏まえつつ、同・資料③の視点にそって各行政委員会（委員）の特性を素描すると、以下のようになる。

- ・教育委員会委員については、教育に識見を持つものが委員となっており、職務の専門性、特殊性はあると判断した。勤務類型は準常勤型に位置づけ、勤務特性は日常的にも地域と密着した業務（相談等）があり、+非定型的とした。また、阪神6市では保育行政を教育委員が担っていないが、本市だけが保育行政を管掌しているとの特有の事情が確認された。
- ・選挙管理委員会委員については、専門性、特殊性は比較的低いと判断した。勤務類型は勤務日数が多い委員長は常勤型とし、委員については準常勤型とした。勤務特性については、選挙・会合等の定型的なものであった。本市特有の事情として、衆議院議員選挙においては従来小選挙区が第6区のみであったものが5区と6区に区分される等、業務遂行上の新たな事情が加わった。
- ・公平委員会委員については、弁護士、労務担当経験者等が委員となっており、職務の専門性、特殊性が認められた。勤務類型は事案が発生した際に対応する事案対応型であり、勤務特性は高度に定型的なルーティンが要請される点が特徴的であるが、本市特有の事情は特に見られなかった。なお、勤務日数は事案の発生がない場合年間数日しかなく、月額制を採用している点については、後出の固定資産評価委員会が日額制であることとの比較において、大いに疑義があるとの見方が示された。
- ・農業委員会委員については、新制度への移行に伴い公選制が廃止され、市長の任命により選任することとされた。任命を行うに当たっては農業者や農業団体等から候補者の推薦を求めるとともに、公募によって行うものとされており、またそれは農地等の利用の最適化を主眼とするなかで選任されていくこととあるため、一定程度の職務の専門性、特殊性があると判断した。勤務類型は勤務日数が多い会長は常勤型、副会長及び委員については準常勤型と見なした。勤務特性は地域の巡回等、非定型的な活動も行うものと認められ、また、本市特有の事情としては、生産緑地での農業などの都市型の農業と、市街化調整区域での農業とが併存しており、その多様性に対応する難しさがあることが確認された。ただ、委員の数が他の委員会とは大きく異なっており、その性格付けに留意する必要があるとの指摘があった。なお、本市の当該委員の報酬については、阪神6市と比べてその高さが目立った。

- ・固定資産評価審査委員会委員については、建築士の有資格者や弁護士等が委員となっており、職務の専門性、特殊性は大いにあった。勤務類型に関しては事案が発生した際に対応する事案対応型であり、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合の審査請求があればその都度対応することとなるが、この数年間においては案件がない状態となっていた。勤務特性については定型的であり、本市特有の事情は特に見られなかった。なお、固定資産審評価審査委員会についてはすでに日額化がされており、事案対応型の職務については日額制を探ることが妥当であるとの確認がされた。
- ・監査委員については、行政経験を有した者が就いている代表監査委員、議会選出の委員、公認会計士が就いている識見委員といった構成を踏まえて、勤務の専門性、特殊性はあるものとした。勤務類型については、代表監査委員を勤務日数が多いため常勤型とみなし、その他の委員については準常勤型とした。勤務特性については、内容的には高度に定型的なルーティンが求められるものの、本市特有の事情というものは特に見られなかった。

以上、各行政委員会の業務、職務、勤務の実態に関して複数の視点から整理・検討した結果を基に、審議会では現行の報酬体系の改定案について審議した。内容としては、委員会（委員）における報酬の日額制／月額制のありかたを再検討し、必要があれば是正することとし、そのうえで全体の報酬額の改定についての成案を得るべく審議に入った。

#### 【報酬の日額化の検討結果】

- ・教育委員会委員及び農業委員会委員については、地域とのインフォーマルな関わりも多々要請される現実があり、今回は日額制への移行はしない。
- ・選挙管理委員会委員については、委員長に比べ活動日数も少なく、それもほぼ会合と選挙時に限られているため、基本的には日額制に移行する方が、他の行政委員会との整合性という点からもふさわしい。委員長については月額制が維持されるべきである。
- ・公平委員会委員については、勤務類型が事案対応型であり、固定資産評価審査委員会委員と類似しているため、日額制に変更するのが妥当である。
- ・監査委員においては、監査事案に対する検査・審査のための事前準備等が必要になると判断できるため、日額制はなじまない。
- ・地方自治法において、行政委員会の委員報酬は「その勤務日数に応じてこれを支給する」とあり、ただし書きで認められ併用されもしている「月額」制についてはずいぶんと議論され、争いもある。その影響か全国的にみると、各行政委員会委員の報酬が日額化する動きが徐々に顕在化してきており、今回日額化に至らなかった行政委員会においても引き続き検討していく必要があろう。

#### 【報酬額の検討】

平成4年度までは、本市においては職員の給料の変動に併せて各行政委員会委員の報酬

額を改定してきたが、平成4年度以降はこうした見直しはなされなかつた。前回の平成26年度の「特別職」の報酬等の審議会の「改定」答申後も、行政委員会の委員には反映されることはなく、結果、平成4年度の額が今日まで据え置かれてきた。しかも6つの委員会は基本的に共通項を欠いている。

以上のような事情をどのように勘案して、答申にまでまとめ上げられるのか。今般、行政委員会委員の報酬について諮問を受けた当審議会は、正直のところ苦慮することの連続であった。議論を重ねた結果、次のような手順に従って議論を整理することが適當であると考えた。

手順としては、まず第1に、前回の平成26年度の答申内容、そして今回の「市長、副市長、教育長及び議員の報酬額等」に関する前述の改定案を反映させて試算した数字を得る。第2に、それを川西市の（仮想）現行額と見なし、その上で阪神6市の直近のデータとの比較を通して本市の現況を相対化すると同時に、本市特有の事情や考慮事項をふまえた細部にわたる見直しを行う、という2つのステップを試行することにした。

第1の作業では、平成4年度から平成25年度までの減額率（△1.9%）と平成26年度から平成28年度までの減額率（△3.7%）を原則適用することとした。その算定結果は、第5回資料⑤に示してある。なお選挙管理委員会の委員長については、平成16年度に、阪神間の他市と比較して著しく低い額であったこと、市議会本会議への出席が求められるようになり、その職責が増したことによる単独改定がなされている。そのため、これについては上の考え方で、単独改定以降の平成16年度から平成25年度までの減額率（△5.8%）と平成26年度から平成28年度までの減額率（△3.7%）を単独改定時の報酬額に適用し、他と同じ仮想額を設定した（第6回資料②も参照）。

第2の作業で我々が見直すべきだと考えた点、またどのように見直すべきと判断したかは、以下の通りである。

監査委員については、常勤型である代表監査と準常勤型である識見委員の報酬額が同額となっているが、両者の間には職責・勤務日数に明らかな違いが認められることから、相応の差を設けることが必要なのではないか。今回の改定に際しては、代表監査委員についてはとりあえず、現行額を据え置きとすることでその実現を担保するのが妥当な解決策ではないか。公平委員会委員については、職務の専門性・特殊性・勤務類型等、固定資産審査委員会との類似性がみられることから、日額化するにあたっては、両者は同額とすべきではないか。なおこの変更に準じて、選挙管理委員会委員についても（活動日では準常勤型となっているが）その勤務は時期限定的であるため、日額制に移行するのが妥当ではないか。農業委員会委員については、阪神6市と比較してその額は突出して高く、この際見直しをすることが適切なのではないか。なおその場合の改定額の決定には、阪神6市のうち農業委員会の設置がない芦屋市、広大な農地面積を有する三田市を除く4市の、それぞれ会長、副会長、委員の現行額の平均値を充てることが、現時点ではもっとも妥当な判断と言えるのではないか（第6回資料①参照）。

これ以外の報酬額については、第1のステップで算定された想定現行額を、そのまま今回の改定額とする。

以上の検討結果を踏まえて決定した額が、上記「2」に掲げたものである。

(5) 審議にあたり検討した主な資料

ア 第1回資料（平成29年7月10日（月））

- ① 平成26年度特別職報酬等審議会答申
- ② 川西市特別職報酬等審議会について
- ③ 川西市特別職報酬等の改定状況
- ④ 阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧」
- ⑤ 県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧」
- ⑥ 阪神7市「議員報酬等一覧」
- ⑦ 県内29市「議員報酬等一覧」
- ⑧ 平成28年度議会開催状況
- ⑨ 一般職の給与改定状況（平成25年度以降）
- ⑩ 行政委員会について
- ⑪ 阪神7市「行政委員会報酬一覧」

イ 第2回資料（平成29年8月2日（水））

- ① 阪神7市の特別職報酬等の状況
- ② 市長・副市長・教育長給料月額の改定状況（直近3回）
- ③ 議長・副議長・議員報酬月額の改定状況（直近3回）
- ④ 阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧（本則）」
- ⑤ 阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧（削減後）」
- ⑥ 阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧（本則）」
- ⑦ 阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧（削減後）」
- ⑧ 阪神7市「部長級等（最高号俸）の状況」
- ⑨ 類似団体の区分について
- ⑩ 類似団体（IV-3） 特別職給料月額・議員報酬一覧（本則）
- ⑪ 全国の議員報酬等の状況
- ⑫ 一般職給与改定状況（人事院勧告ベース）
- ⑬ 一般職給与改定状況（部長級ベース）
- ⑭ 平成28年度 県内29市ラスパイレス指数の状況及び川西市の推移
- ⑮ 平成26年12月総務生活常任委員会議事全文

ウ 第3回資料（平成29年8月18日（金））

- ① 岩見メモ（A群）
- ② 阪神7市 市長給料月額、議員報酬月額の推移（隔年）
- ③ 阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧（本則）」（川西市人勧ベース△3.7%）
- ④ 阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧（本則）」（川西市人勧ベース△3.7%）
- ⑤ 阪神7市の特別職報酬等の状況（年収）
- ⑥ 将来負担比率について
- ⑦ 類似団体（IV-3） 特別職給料月額・議員報酬一覧（本則）
- ⑧ 教育長と部長級の年収比較

エ 第4回資料（平成29年9月13日（水））

- ① 行政委員会説明資料
- ② 行政委員会報酬等に関する調査票

オ 第5回資料（平成29年9月27日（水））

- ① 岩見メモ（B群）
- ② 行政委員会データ一覧（1）
- ③ 行政委員会データ一覧（2）
- ④ 阪神7市 行政委員会報酬一覧
- ⑤ 川西市行政委員会報酬額改定状況（平成4年以降）
- ⑥ 阪神7市 行政委員会報酬額の推移（直近2回）

カ 第6回資料（平成29年10月11日（水））

- ① 農業委員会考察表
- ② 一般職給与改定状況（平成16年度以降、選挙管理委員会委員長報酬算定用）

キ 第7回資料（平成29年10月23日（月））

- ① 平成29年度特別職報酬等審議会答申（案）

※答申文においては、文章が煩雑になることを避けるため、参考資料の記載は一部に留めていることをお断りしておく。

## 5 附帯意見

本審議会の審議においての結論は前述のとおりであるが、報酬等の審議を進める過程で、関連する事項について多くの委員より意見が出された。それらは、今回詰め切れなかつた点とも関連していると考え、今後の検討に資するために附帯意見として申し添えておきた

い。

(1) 市長、副市長、教育長の地域手当及び期末手当（議員を含む）について

特別職の職員に対して地域手当を支給することについては、各委員より疑問の声が挙がった。統一的なルールが無い中で、最近ではむしろ正式に支給をやめる自治体も徐々に増えてきているといった全国的な状況等を見据えつつ、引き続き地域手当を支給することの是非についてご検討いただきたい。また、期末手当の制度設計については、国の指定職の支給率の考え方を準拠する自治体と、一般職の例による自治体の二つのタイプが存在しており、今後どのようにあるべきなのか、報酬額の総額についても見極めながら議論がなさるべきであることを申し添えておく。

(2) 行政委員会の委員の勤務日数、勤務時間について

行政委員会の委員の日額化及び報酬額の改定をするにあたり、我々に与えられた情報はあくまでも勤務日数に過ぎず、勤務内容とその実時間の精密な把握に基づく議論はできなかつた。今後より合理的で公平な待遇を実現していくためには、勤務日数と勤務時間をめぐるより納得性の高い基準や指標を設定する工夫や努力も必要である。準備や調査などに要する拘束時間をどう考えるか、時間毎のデータは無理だとしても、例えば1日単位を半日単位にすればかなり改善するのでは、といった議論が続くのは必至である。困難な課題ではあるが、引き続きご検討いただきたい。

(3) 報酬などに関する阪神地区の特性について

阪神地区にあっては特別職、特に議員報酬の額が高い傾向にあり、全国的に見ると均衡を欠いているとも考えられる。この地域の高値安定ともいえる状況は、果たしていつまで容認されていくのであろうか。これまでの阪神各市との比較という観点から距離を置いた議論の必要性も、今後検討いただきたい。

## 6 おわりに

以上、今回の答申については延べ7回の議論を重ね、慎重に検討を行った結果、上記結論に達したものである。本答申を尊重し、適切な処置が速やかにとられることを要望する。

## 川西市特別職報酬等審議会

・会長	岩見和彦
・会長職務代理者	大智靖志
・委員	安達絵里
・委員	中西倭夫
・委員	本田義継
・委員	松尾幸恵
・委員	八木下榮一

### 審議会の審議状況

- ・第1回 平成29年 7月10日（月）市役所4階庁議室  
諮問及び資料の説明
- ・第2回 平成29年 8月 2日（水）市役所7階大会議室  
市長・議員等の給与等の審議
- ・第3回 平成29年 8月18日（金）市役所4階庁議室  
市長・議員等の給与等の審議
- ・第4回 平成29年 9月13日（水）市役所4階庁議室  
行政委員会事務局からの資料・説明に基づく質疑応答・審議
- ・第5回 平成29年 9月27日（水）市役所4階庁議室  
行政委員会の報酬の審議
- ・第6回 平成29年10月11日（水）市役所4階庁議室  
行政委員会の報酬及び答申案の審議
- ・第7回 平成29年10月23日（月）市役所4階庁議室  
答申案の審議及び答申